

令和6年10月スタート！

『(仮) 伊東市プレミアム付商品券』 取扱店募集案内

商品券の取扱店となるためには、以下の登録が必要になります。
多くの事業者の皆様にご登録いただきますようご案内申し上げます。

1. 商品券取扱店の登録

(1) 取扱店の資格

伊東市内で営業している法人及び個人事業者【射幸性、遊興性の強い業種（公序良俗に反する業種）は除く】で、本事業に参加を希望する者のうち、伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会の認めた者とします。

小売店舗にあつては、**市外資本**（市内に本社または本店登記がない法人・伊東市に納税申告していない個人事業主）で、かつ売場面積500㎡以上の店舗を有する事業所は共通券のみの取扱いとなります。

(2) 登録方法

以下のいずれかの方法で取扱店登録をしてください。

① Googleフォームからの登録

必要事項を入力し、送信することで登録が完了します。 →



② 伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局（伊東商工会議所内）へFAXまたはメールによる登録

伊東商工会議所ホームページから次の「(3) 申込書類」を印刷し、必要事項をご記入のうえ、メールもしくはFAXで送信してください。

e-mail : info@ito-cci.or.jp

FAX : 0557-35-0637

③ 伊東商工会議所へ持参または郵送による登録

伊東商工会議所ホームページから次の「(3) 申込書類」を印刷し、必要事項をご記入のうえ、伊東商工会議所へ郵送、もしくはご持参ください。（持参する場合は、平日午前9時から午後5時まで）

【郵送・持参先】〒414-0028 伊東市銀座元町6-11
伊東商工会議所

(3) 申込書類

- ①いとうスペシャル商品券 取扱店登録 申込書（様式2）
- ②反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書（様式3）

※誓約書（様式3）は、押印のうえ伊東商工会議所へ郵送もしくはご持参ください。

(4) 申込期限 なし（随時登録できます）

※取扱店掲載チラシに店名が記載されるためには、令和6年7月19日（金）までに登録を完了してください。

2. 商品券の概要

伊東市では、物価高騰対策として市内事業者や市民の家計支援などを目的にプレミアム付商品券を発行します。

(1) 購入資格：伊東市民（伊東市でお勤めの方・別荘を保有し伊東市で過ごす期間のある方含む）

(2) 購入限度：1人あたり5冊

(3) 商品券内容：1冊9枚つづり

- ・共通券1枚500円×4枚（全取扱店で使用可能）
- ・専用券1枚500円×5枚（市外資本の大型小売店以外で使用可能※）

※次の①②の両方に該当する場合は、共通券のみの取扱店となります

- ①市外資本・・・市内に本社または本店登記がない法人
伊東市に納税申告していない個人事業主
- ②売場面積500㎡以上の店舗を有する小売店舗

(4) 販売価格 3,000円

(5) 使用期間：令和6年10月7日（月）～ 令和7年1月31日（金）

(6) 除外品目（商品券で購入できないものなど）

- ①換金性の高いもの（他の商品券類、ビール券、図書券、お米券、切手、印紙、プリペイドカードなど）及びたばこや宝くじなど
- ②公共料金の支払い
- ③伊東市指定の「ゴミ袋」
- ④その他の除外品目については、取扱店で判断してください。ただし、除外品目は来店者（市民）に分かりやすいよう、必ず大きく表示してください。

(7) つり銭

伊東市プレミアム付商品券での買物には、つり銭は出ません。

(8) 商品券の換金額

購入者から受け取った商品券1枚(額面500円)につき、500円で換金します。

(9) 換金の方法と場所 ※換金については、現在、三島信用金庫と調整中です。
後日お送りする「換金手続きについて」を確認願います。

①換金期間 令和6年10月7日(月)～令和7年2月14日(金)

②換金機関 三島信用金庫 市内各店

※すでに同金庫に口座がある方は、その口座をご利用ください。

※口座をお持ちでない場合は申込時に必ずお知らせください。

③換金手続 換金の際は、次のものを三島信用金庫市内各店に持参してください。

①購入者から受け取った商品券

②入金する通帳 ③取扱店登録証明書

④入金伝票(三島信用金庫の市内各店窓口に設置) ⑤換金申込票

※③、⑤は9月に郵送します。

※口座をお持ちでない方は持参するものが異なります。

④振込日 原則、持参した日に入金

(10) 注意事項

①取扱店登録申込後の取り消しについては、原則不可とします。

②商品券そのものの譲渡及び売買等は禁止です。尚、偽造は犯罪となります。

③物品の販売あるいはサービスの提供をすることなく、指定の金融機関に商品券を持ち込んで換金しないこと。

④その他、この事業の目的に反する行為をしないこと。

※上記の事項を守っていただけない場合、登録を取り消すと同時に店名を公表することがあります。

※「伊東市プレミアム付商品券」が不正に使用され、偽造される等の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに伊東市プレミアム付商品券実行委員会事務局(伊東商工会議所内)まで速やかに連絡してください。

【お問い合わせ先】

伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局(伊東商工会議所内)

TEL: 0557-37-2500

受付時間: 午前9時～午後5時

※郵送・持参の場合は反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書をセットにしてご提出ください。

(様式2) (仮)伊東市プレミアム付商品券 取扱店登録 申込書

令和 年 月 日

伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会 御中

※実行委員会記入欄	
登録店 No.	地区

商品券取扱店として登録を申込みます。

<p style="text-align: center;">業 種</p> <p>※①～⑯の該当する業種を記入してください。 どの業種にも当てはまらない場合は、⑰その他の事業</p>	<p>①コンビニエンスストア ②スーパーマーケット ③飲食料品小売店 ④衣料品店 ⑤書籍・文具 ⑥その他小売店 ⑦飲食サービス業 ⑧宿泊業 ⑨医療・福祉 ⑩理美容店 ⑪生活関連サービス業 ⑫不動産業 ⑬運輸業 ⑭建設業 ⑮製造業 ⑯卸売業（一般消費者への販売を行う卸売業に限ります） ⑰その他の事業</p>	
	番号 例 ④	詳細 例 婦人衣料品店
	番号	詳細
正式名称（事業所名・屋号・法人名）		
<p style="text-align: center;"><u>チラシに載せる 店舗名</u></p> <p>※店舗名をチラシに載せる際に、五十音順で掲載するためのものです。 必ずフリガナをお願いします。 ※電話番号はチラシに載りません。ウェブサイトでのみ掲載となります。</p>	<p>※ロゴマーク、活字の指定は不可（伊東市商品券事業実行委員会選定の文字のみ使用） ※広告、キャッチコピー等は入れず店舗名のみでご記入ください</p> <p>フリガナ</p> <p>店舗名</p> <p>電話番号</p>	
店 舗 所 在 地	〒 伊東市	
郵 送 物 宛 先	店舗所在地と同様の場合記入不要 〒	
代 表 者 氏 名		
担 当 者 氏 名	代表者と同じ場合記入不要	
担 当 者 連 絡 先	TEL	FAX
	e-mail	
三島信用金庫の口座有無	有 ・ 無 （どちらかに必ず○）	
伊東商工会議所の会員	会員 ・ 非会員 （どちらかに必ず○）	
市内に本社または本店登記がない法人 又伊東市に納税申告していない個人事業主	該当 ・ 非該当 （どちらかに必ず○）	
市内外問わず、売場面積500㎡以上の店舗を有する小売店舗	該当 ・ 非該当 （どちらかに必ず○）	

(様式3)

反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書

私(当社)は、以下に掲げるいずれにも該当せず、将来においても該当していないことを誓約します。

また、誓約内容の確認のため、必要な官公庁等への照会を行うこと及び、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私(当社)が不利益を被ることとなっても、異議申し立てないことを承諾いたします。

1. 経営者等が暴力団員等であると認められる者
2. 暴力団又は暴力団員等が実質的に経営に関与していると認められる者
3. 経営者等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
4. 経営者等が、暴力団又は暴力団等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
5. 経営者等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
6. 経営者等が暴力団員等と認められない場合でも以下に掲げるいずれかに該当する者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計または威力を用いて伊東市給付型商品券事業・業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他これらに準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会 御中

所在地又は住所

事業所名

代表者の職・氏名

㊞ (法人の場合は社印)